

平成30年度における指定管理者の指定について

平成31年3月に市議会の議決を得て、平成31年度より公の施設の管理運営を行う指定管理者を指定した公の施設について、その概要をお知らせします。

各公の施設の詳細につきましては、各公の施設の所管課へお問い合わせください。

指定管理者を公募せずに指定する方針の公の施設（7施設）

- 地域の住民の利用に供することや地域の振興・活性化を主たる目的とした比較的小規模な公の施設であって、当該地域の住民で組織された団体に管理を行わせることがふさわしいため、公募しない公の施設

【公の施設における指定管理者制度に関する基本方針 第3章第3節②参照】

施設の名称	現在の状況	現在の指定管理者		指定管理者に指定した団体の名称	指定の期間(予定)	所管課
		指定管理者制度	指定管理者			
地域ふれあい会館						
大安寺西地域ふれあい会館 (三笠公民館大安寺西分館から移行)	※三笠公民館大安寺西分館の現在の状況	指定管理者制度	大安寺西地区自治連合会	大安寺西地区自治連合会	平成31年4月1日 ～平成36年3月31日 (5年間)	市民活動部 地域活動推進課
東里地域ふれあい会館 (興東公民館東里分館から移行)	※興東公民館東里分館の現在の状況	指定管理者制度	東里地区自治連合会	東里地区自治連合会	平成31年4月1日 ～平成36年3月31日 (5年間)	市民活動部 地域活動推進課

- 医療施設又は福祉施設等利用者に対して特に配慮が必要とされる公の施設であって、指定管理者の変更が利用者の心身に重大な影響を及ぼすおそれがあるため、公募しない公の施設

【公の施設における指定管理者制度に関する基本方針 第3章第3節③参照】

施設の名称	現在の状況	現在の指定管理者		指定管理者に指定した団体の名称	指定の期間(予定)	所管課
		指定管理者制度	指定管理者			
柳生診療所、田原診療所、月ヶ瀬診療所、都祁診療所、興東診療所	指定管理者制度	公益社団法人地域医療振興協会	公益社団法人地域医療振興協会	公益社団法人地域医療振興協会	平成31年4月1日 ～平成36年3月31日 (5年間)	健康医療部 医療事業課